1

今日の憲法改正構想における地方自治論の位置

林

小

はしがき

次

改憲に先行する地方分権改革

二 改憲諸構想における第八章改定の主張

第二次地方分権改革の展開 跨世紀の第一次地方分権改革

[1] 民主党案

民主・公明の改憲構想と共産・社民の護憲論議の中の地方自治

自民党の憲法構想における地方自治の改変

九○年代からの改憲潮流を先導した読売新聞社試案

[2] 公明党案

[3] 共産党・社民党の護憲の地方自治論

改憲論議の中の第八章 憲法調査会における地方自治論議

武

はしがき

それを取り入れつつ進められている。 は必然である。そのため、国会、改憲各党などにおける憲法改正のための作業は、現下の地方分権改革の動向と呼応し、 いで進められている。憲法改正は、いずれにせよ「国のかたち」の改変にほかならないが、このたびのものは、 本国憲法の改定をはかる動きは、一九九○年代以降、とりわけ二一世紀に入って、まことに の全面的な刷新であって、文字どおり国家改造の性格をもつ。それが、地方制度をも対象としたものであるの "奔流』と呼ぶべき勢

の新憲法草案では、前文の他には第八章地方自治だけが全部改定されるという格別の扱いになっている。ただ、後に述 べるとおり、その内容は、基本的に、現在すでに実現されつつある地方分権改革を憲法規範のレベルに格上げする、 とくに、たとえば、今日の改憲諸案で中心的位置を占めるものとみてよい、二○○五年一○月に出された自由民主党 "政策の憲法化"をはかるものにすぎない。

とする必然性はなかったのである。 の小さいものにとどまっているのである。 もともと、戦後の改憲論において、地方自治の占める位置は高くない。憲法第八章導入の歴史的意義を正しく理解し 地方を国家行政の一環として扱う運用が維持されてきた以上、改憲派にとっても第八章の改定を正 そのため、今日の改憲構想における地方自治論は、多く、憲法論としてはスケール 面の課題

地方分権政策の動向を概括しておくことから始めよう。 る第八章改定構想をとりあげて、そのもつ特徴を分析して問題点を摘示することを試みたいと思う。そのために、まず、 このような改憲は真の地方自治確立に資するものであろうか。 その点を検討すべく、本稿では、主要な改憲案におけ

跨世紀の第一次地方分権改革

ような、いっそう激しい形で進められている。 らすまでに至った。これをひとつの区切りとしながら、その後も、地方制度の変容は、市町村合併の強行に代表される めた住民の側の声をも吸収しつつ主潮流となり、ブームの情況を呈して、世紀を跨ぐ時点での地方自治法大改正をもた 革のタームで主張されている。このような分権改革の流れは、同じ「分権」の言葉の中に真の地方自治実現の要求を込 『国のかたち』の改革は、それ自体としては、いずれにせよ地方制度の改革を不可欠のものとして含んでいる。 わが国では、「地方自治」の語を用いてその充実をはかる方向で語られるのではなく、「地方分権」改

222

する国家づくり〟を掲げた国の側の要請から出たものである点に特徴をもつ。 三日の地方分権推進委員会設置以降、二〇〇一年六月一四日の同委員会最終報告に至る間である。そこにおける地方分 整理しておくなら、そのうち第一次分権改革の期間は、とくに一九九五年五月一五日の地方分権推進法成立と同年七月 すなわち、地方分権改革の経過は、二一世紀に入った時点を境にして第一次と第二次に区分して論じることができる。 議論は、 世界的な普遍的現象である分権の潮流の一環でありつつ、わが国の場合、。国際社会の変動に機敏に対応

との一体的推進、などを特徴とするものであった。 ② 広域行政区画化の前提、③ 住民自治・住民参加の視点の希薄、④ 財政保障の脆弱、⑤ 「民間活力」・「規制緩和 うものになっている。したがって、政府・体制側の論議は、 そのため、「機能分担」をはかって、中央政府は外交・防衛を引き受け、その他の国内行政は地方に担わせようとい 共通して、① 中央政府を基軸に据えた形での機能分担、

今日の憲法改正構想における地方自治論の位置

流は体制側によって形作られたといえる。 民衆の側の要求を反映している。 同時に、「地方分権」改革には、暮らしの向上や福祉の確保・環境の保全など、「地方自治」の充実を願う つまり、地方分権改革は、 同床異夢の中味をもって進行したのであるが、やはり、

などの仕組みがその代表的なものである。 会の設置などの積極面をもつと同時に、自治充実に逆行する面を、看過すことのできないものとして有している。つま 評価の基準とすべきであるところ、それは、① 機関委任事務の廃止、② ような経過を反映して両面的な性格をそなえたものとなった。すなわち、地方自治の充実に資するものであるか否かを 一九九九年七月八日成立の地方分権一括法の中心を成す、二○○○年四月一日施行の 国による法令をもってする自治体の事務の画定、② 代執行を含む国の関与、 条例制定権の拡大、3 ③ 法的拘束力のある是正要求、 「新地方自治法」も、 国地方係争処理委員

治 減、 権をいかに実現するかについて議論がなされる場合も、財源論に歪小化してしまう傾向が顕著である。 とを基本的性格としており、とくに、行政改革および規制緩和と一体のものとして地方分権改革が進められ、 このようにして、第一次分権改革は、「国のかたち」の再構成=国家改造の一環として位置づけられたものであるこ その方策は、防衛・外交・国際経済協力に偏重し、教育・医療・福祉・農業は軽視される。 とはすでに別異のものとなっており、 効率的・重点的な行財政資源の利用を特徴としているのである。このような内実をもつ「地方分権」は、「地方自 一貫して住民自治充実の観点が抜け落ちている。 なおまた、 つまり、国家責任の縮 それゆえに、分 したが

側にも少なからぬ痛みを伴わざるをえないこと、③ 国に救済を求めても国には応える余裕がないから、住民に行政サー を徹底して、 道筋』であるが、次の点に注目したい。すなわち、関係者住民への訴えの部分で、① 地方公共団体関係者の意識改革 第一次地方分権改革をしめくくるものは、 自治能力を実証してみせてほしいこと、② 地域住民による自己責任・自己決定の原理を貫徹し、 前出二〇〇一年六月一四日の『最終報告 分権社会の創造:その

ビスの取捨選択の方途を問いかけること、などというのである。

つこのような問題点は、第二次分権改革に、より拡大された形で継受されていく。 これは、まことに、 痛みを住民と自治体に押しつける酷薄な改革ビジョンであるといわざるをえない。「改革」

2 第二次地方分権改革の展開

七次地方制度調査会の『論点整理』がそれである。 月二一日。また、同月二六日には、『今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針』を出している)、および、第二 社会をめざして』(六月一七日)、経済財政諮問会議の『経済財政運営と機構改革に関する基本方針 2002』(閣議決定、同 あるように思われる。すなわち、地方分権推進会議の『事務・事業の在り方に関する中間報告 一○○一年六・七月に三つの機関が出した文書は、地方分権改革を新しい段階へと進める区切りを示したもので - 自主・自立の地域

おける方向づけをしていると思われる。 つまり、「第二次」の地方分権改革は、この時点に始期が設定され、右の三機関が一体で、地方分権改革の新段階に

220

地方分権推進会議最終報告『事務・事業の在り方に関する意見 ―― 自主・自立の地域社会をめざして』と、一一月一 請されていることを指摘しておきたい」と釘を刺しているのである。また、この最終報告が地方税財源について「三位 することを意味するものではなく、国はこれからの時代において、国の本来の役割に基づいて戦略的な行政の展開を要 分権改革では国の役割の重点化、 日に第二七次地方制度調査会の西尾勝副会長が出した私案(方針案)『今後の基礎的自治体のあり方について』である。 前者の推進会議最終報告でとくに注目されるのは、中央政府の役割を低下させないことを強調した点である。つまり、 そして、二○○二年秋に出された次の二つの文書は、この改革の性格をよく示している。すなわち、一○月二○日の 関与の必要最小限度化の方針が採られているが、しかしそのことは「国の役割が低下

ħ.

5

綻を物語るものである。 ていたのを定額化・交付金化するにとどめ、 体の改革」方針を崩壊させたことが大きく報道された。つまり、国庫補助負担金を廃止して全額一般財源化するとし しないどころか逆にこれで補助金削減分を補うことにしたのである。こうした政策は、財源の面での分権方針の破 税源移譲は協議・調整のテーマに追いやり、そして、地方交付税の簡素化

事務代行方式または編入町村方式で処理する、というものである。 あるとはいえ、そのもつ実質的な影響力の大きさから、各方面に強い衝撃を与えた。すなわち、合併特例法失効の二○ ○五年四月以降も、財政支援とは別の発想で合併を強力に推進し、それでも残った町村については、その権源を縮小し、 右の後者の西尾私案は、 将来は市を基礎自治体とすべく、町村をなくしていく方針を示したもので、「私案」の形で

これを住民投票によって直接決定する課題としようする動きが各地で急速に高まったのも、当然の成り行きであるとい このような市町村合併による基礎的自治体再編の強行は、第二次改革で最も顕著に進められている現象だといえる。 合併と結びつけてなされている。 しかし、 合併は、 住民自治の場のありようにかかわる原理的問題である。

進のための新たな指針』を、 者や右に挙げた新地方行革指針を徹底的に実践することをとおしてこれが実現されるという、三者の一体的関係がある。 前年の一二月二四日に閣議決定された『今後の行政改革の方針』を踏まえて策定されたものであり、自治体に対して、 れている。この前者は、 ○五年の四月に、内閣による『日本二一世紀ビジョン』と題する報告書が、また六月には『骨太の方針 2005』が出さ 層の市場化・民営化を今後の自治体改革の最重点課題にすることを迫るものである。そして、それと前後して、 その後、この流れは一層強まり、とくに二〇〇五年三月二九日、総務省は、『地方公共団体における行政改革推 四半世紀後二〇三〇年の「この国のかたち」の全体像を示した政府の長期戦略文書であり、 各都道府県・政令市に宛てて通知した(「新」ないし第四次) 地方行革 推進 指針」)。これは、 同じ

併を第二次の段階へと進め、併せて道州制への移行が準備されていることが最大の特徴である。この大合併で、開始前 現時点において、新たなステージへと進めることを課題としている。まず、地方自治の枠組みにかんしては、平成大合 とするものである。 自治法六条の二)。これらは、自治体行政の効率化をはかりつつ国の政治に地方が広域的に対応する体制をつくり出そう 憲法九五条にもとづく法律によることなく内閣が国会の承認を経て定めることができるとする法改正がなされた の九九年三月末には三二三二あった市町村が、二○○五年三月末には二一九○となり、そして○六年三月末には一八二 へと激減し、さらにひきつづく合併が予定されている。同時に、 すなわち、それは、八○年代の臨調行革に始まる新自由主義的改革の流れを、「平成の市町村大合併」が一段落した 道州制構想に対応するものとして、都道府県合併を

追求に供する施策であるといわなければならない。そして、行財政の再編策として、「三位一体の地方財政改革」 化テスト」が導入された(「官民競争導入による公共サービス改革法」)。これらは、 開かれ 指されているが、税源移譲なしに国庫補助分担金の減少と地方交付税の見直し こうして、政府の主導で強力に推進されている市場原理至上の新自由主義的な地方分権改革は、住民の生存と福祉に (地方自治法 自治体の行政手法では、二○○三年に「指定管理者制度」が導入されて公共施設が企業の手に委ねられる道が 二四四条改正〕、さらに、二○○六年には、公共サービスの担い手を官民の競争入札で決める (縮減) 自治体の本来の業務をも経済界の が先行する現実がある 市場 H

218

憲法原理と正面から違背するものである。それにもかかわらず、右に概観したとおり、この「改革」をさらにおしすす

必要不可欠な自治体行政の根本的な縮減・後退をもたらす。これは、自治体は人権の実施のためにこそ存在するとい

めようとする動きが今日の主流となっている。それは、憲法の地方自治保障を桎梏とせざるをえないところに到達して

今日の憲法改正構想における地方自治論の位置

いるといえる。改憲構想の主要分野の一つに第八章が据えられるゆえんである。

そこで、項を改め、近時の改憲構想における第八章改定の主張についての検討へと叙述を移すことにしよう。

改憲諸構想における第八章改定の主張

九〇年代からの改憲潮流を先導した読売新聞社試案

辺事態法、 第三の波と呼ばれる)。戦後出された改憲案は五○余を数えるが、そのうち一九九○年代から後が三○余、とくに、 のが集中し、しかもそのほとんどが全面改正の提案であることを特徴としているのである。 の奔流状況を見せている(五○年代から六○年代にかけての第一の波、八○年代前半の第二の波に次いで、憲法改正の 憲法改正論は、一九九〇年代以降、それまでの「解釈改憲」論が主流であった状況を転じて新たな昴揚を迎え、今日 国旗・国歌法や憲法調査会設置法など、「立法によるクーデタ」の年であった九九年以降に二○を越えるも

改憲案であるが、○四年の試案(以下、たんに『読売試案』)における地方自治論をとりあげよう。 四年の三度にわたり、完成度の高い試案を公にしている。それらは、「闘う民主主義」型の国制への転換を目指す全面 その中で、ジャーナリズムの側から先導的役割をつとめたのが読売新聞社である。一九九四年、二○○○年および○

読売試案』の第八章改正の主要点は、ついに現行九二条を削除して、

第一一一条(地方自治の基本原則) ① 地方自治体の組織及び運営に関する事項は、前項の原則を尊重して、法律でこれを定める。 地方自治は、地方自治体およびその住民の自立と自己責任を原則とする。

- 国と協力して、住民の福祉の増進に努めなければならない。
- (3) 地方自治体は、

とし、また、

第一一三条(地方自治体の権能、 条例制定権、 財政) 1 地方自治体は、その財産を管理し、 事務を処理し、 及

び行政を執行する権能を有し、法律の趣旨に反しない範囲内で条例を制定することができる。

地方自治体の財政は、 国の財政の経済情勢を考慮し、 自主財源を基礎とする健全な財政をめざして、 適正 に維

持及び運営されなければならない。

を追加するところにある。 の地方自治改編策にほかならない。 まさにこれは、 新自由主義的な「自立・自助と自己責任」 の原則にもとづく国家改造のため

基盤において酷似している。 ある 自らが責任をもって徴収する税源に基礎を置く」ことにする、というものである。これは、先の一で見た、進行しつつ 味をもつ概念であって、 面倒を見てくれた国の財政が極めて厳しくなる中で、もはや 主体とされ、また、自治体も国との関係で協力を義務づけられている。自主財源による財政運営をいうのも、「今まで 自治体と国の協力義務を定めたのである。この「地方自治の本旨」は、住民自治と団体自治を基本内容とした明瞭な意 方自治の本旨」は、 もつ広域自治体と自主財源を基礎とする健全財政を目指すものである。そのために、現行第八章の基本原理である「地 すなわち、国際競争に勝ち抜く強い個人と地域社会を創出すべく、地方分権を担う「受け皿」として、当事者能力を 「地方分権改革」をそのまま憲法典化しようとするものに他ならない。この点、次に見る自民党の改憲論と、その 抽象的で分かりにくいとしてこれを削除し、それに代えて、自治体と住民の自己責任の原則を置き、 何より住民が権利主体であることを当然の前提としているが、『読売試案』では、住民は責任 "他力"の財政運営は限界を越えている」から、「自治体

導入するなどの提案がなされており、それぞれ軽視できない。とはいえ、右の改正点こそ中心的意味をもつものと見て 九四条の条例制定についての「法律の範囲内」を、「法律の趣旨に反しない範囲内」へと、最高裁判例 最大判一九七五・九・一○刑集二九卷八号四八九頁)に倣って変更し、また、新たに自治体の行政情報の開示請求権を この他にも、『読売試案』には、 現行九三条の直接選挙の対象から「法律の定めるその他の吏員」を削除し、 (徳島市公安条例

九 (9)

差し支えあるまい。

自民党の憲法構想における地方自治の改変

たのである。 るとみるべきであろう。今次の改憲期のうち二○○四年以降を見ても、七度の提案を積み重ね、条文の形の憲法案に至っ 追求し、今それを実現する好機が到来した、ととらえている。この党の作業が、やはり改憲潮流の基軸を形づくってい 一九五五年の結党時から、「現行憲法の自主的改正」を『政綱』に掲げ、その後一貫してこの

るとともに自己責任を負わせることによって、地方の努力をうまく引き出せるようにする」こと)を明示する。そして、 則」(すなわち、同じ六月に出された同党のパンフレット『憲法改正のポイント』によれば、「地方に自己決定権を与え 今後の議論点として、道州制とその前提としての市町村合併、現行九五条の地方自治特別法住民投票規定の削除などを から国民の行為規範へと転換させるという、その後の同党の改憲構想にも共通した立憲主義無視の基本姿勢をもつもの 会・憲法調査会憲法改正プロジェクトチームが出した『論点整理』である。これは、憲法を国家権力に対する制限規範 『考え方や理念を書き込む必要がある』として、地方分権改革を憲法典に錯着させ、また、「自己決定権と自己責任の原 であるが、第八章にかんしては次のような主張をしている。すなわち、「地方分権をより一層推進する」ために、その 最初のまとまった形の文書は、二〇〇四年七月の参院選の直前に、それを意識して六月二二日に自民党政務調査

だ、これは、同年一二月上旬、この『素案』と九条改憲構想の部分がそっくりのものが陸上自衛隊側でつくられていた もしあわせになるための「共生社会」を目指して ――』(以下、『素案』)を、同党憲法改正起草委員会に提出した。た ついで、同年一一月一七日、自民党憲法調査会事務局は、『自民党・憲法改正草案大綱(たたき台) 提案している。

占 協力する」関係に立つ。財政は、 減する。住民の地位については、 と評された内容のものである。 定・国民の国防義務・公の秩序による自由の制限等、「自民党に刷り込まれたDNA」である「国家主義の地金が出た の起草委員会が主体となって改憲案を出していくことになる。 をいうにとどまっている。 自治法一条の二を「憲法レベルに格上げ」すること、また、「自主財源を基礎とする健全な財政を目指」すこと、 の改造計画であって、自民党の本音を隠さずに出したものといえる。 回となった。こうした短命に終わったものであるが、その内容はきわめて復古的な、元首天皇を掲げた戦争をする国 につながる内容が出揃っている。まず、「地方自治の本旨」を、地方自治体にかんする法律を制定する場合の原則 公にされた。これは、 自民党は、この年の一二月二一日に、新憲法制定推進本部を発足させ、その下に新憲法起草委員会を置き、 第八章については(なお、「地方自治に関する小委員会」は委員長大島理森、委員長代理岩城光英)、後の新憲法草案 有の文化や伝統の継承にも資する」ところにあることを明記すること、 自民党の憲法改正案の土台となる報告だとされる。愛国心・自主憲法・天皇の元首化・自衛軍の設置・非常事態規 翌二○○五年四月四日、『新憲法起草委員会に一○分野の各小委員会が提出した要綱』(以下、『各小委要綱』)が 判明し、 第八章改憲にかんしては微温的である。すなわち、「地方分権の究極のねらい」は「地域社会の有する我が国 しかもそれが元防衛庁長官の自民党中谷 「運営に参画するよう努める」とする。 起草委員会にテーマ毎に設けられている一○の小委員会が提出したそれぞれの要綱を束ねたもの 地方自治体の「役務をひとしく受ける権利」を有するとともに、「負担を公正に分任 地方税のほかに地方自治体の自主財源を基本とするとしつつ、「地方自治体は、 元・議員の依頼によって作成された経過も浮上して、 国と地方自治体は、 国と自治体の役割分担については、 「それぞれの役割分担を踏まえて相互に 以降はこ 改正地方

今日の憲法改正構想における地方自治論の位置

など

長の選出について、住民の直接選挙によらない方法も可能にしようとする――目を疑うような 的 かつ効率的な財政運営に努め、 そして、九五条は削除するとしている。 国や地方自治体の財政に累を及ぼすことのないようにする」ことを求めている。また、 提案もなされてい

わらず公にしたのは、当時一頓挫をきたしていた改憲作業の局面を打開するためであったとされる。 と見受けられるところとの落差が大きく、また、前文で天皇中心の国家を強調しておきながら、天皇の章ではいともあっ 守色を薄め、現実路線を重視したとうけとられた。ただ、前文のように検討が進んでいる分野と、それが進んでいな 以下、 起草委員会は、 『要綱案』) 現行の象徴天皇制を維持するとしているなど、項目相互の不調和が目立つ。このように未成熟であるにもかか が提出された。そこでは、天皇元首化や非常事態規定は見送られており、『各小委員会要綱』より保 右の各小委員会による要綱をまとめて、同年七月七日、『新憲法起草委員会・要綱 第 一次素案

案は、 地方自治については、『各小委員会要綱』とほとんど変わっていない。(なお、長の直接選挙によらない選出という提 この段階から姿を消している。)

は 郵政民営化問題で政局が動き、 『新憲法第一次案』(以下、『条文第一次案』)が出されている。ただ、条文案とはいえ、前文を後廻しにするなど、「憲 月八日、 のごとくに、あえて未完成な案であるにもかかわらずこれが解散直前に出されたのである。 自衛軍」を九条に明記し、 現行憲法の制定以来初めてのことである。 の体を成しているとは言いがたいものであるが、政治情勢がこれの公表を促したと思われる。すなわち、この時期、 こうした作業ののち、 衆議院を解散し、九月一一日の総選挙へと向った。あたかもこの解散を折り込んで、また総選挙後に備えるか 海外での武力行使に道を開いたものであるが、主要政党が条文の形で改憲案をまとめたの 自民党は、間隔を置かずに、条文の形の憲法草案の作成へと進んでいく。八月一日には、 民営化法案が衆議院では可決されたが、参議院で否決されたのを受けて、小泉内閣は八 これまでの作業に沿って、

次案』)を出した。主として、情報保護・環境保全等の条項を追加したものであって、『条文第一次案』からの大きな変 持する工夫を施しており、そのため、第八章は九一条の二から始まるという異例の形となっている(これは、 た地方自治体の役割規定、基礎地方自治体と広域地方自治体の関係規定、地方自治体の財産管理・行政執行の権能など はそこで加えたいと思う。引き継がれなかった主なもののみ記しておくなら、地方自治法一条の二第一項の文言に即し 案においても同様である)。内容は多岐にわたるが、ほとんどが『新憲法草案』に引き継がれているものであり、 地方自治については、現行第八章は全面的な改定が図られており、改正条文は、字句数で約三倍になっている。 つづいて二○日後、自民党は、この一次案を修正して、一○月一二日に『新憲法案第二次案』(以下、『条文第Ⅰ また、地方議会について「議事」機関としたのが『新憲法草案』では「議決」機関に変更されることになる。 「新憲法」制定を言いつつ、それを九六条の改正手続きで実現する方針であることから、現行憲法の体裁を維 のちの草

る手法が土台となっている。わが国の将来の国制のあり方に重大な影響を与えることになるかも知れないこの構想につ を強調し、現行憲法の「公共の福祉」に代えて「公益及び公の秩序」を人権の上に置いて憲法を国民の管理の道具にす と受けとられたほど抑制的であるが、内容において現行憲法のあり方を根本的に覆えすものとなっている。正規の軍隊 定」を掲げ、宿願の実現に近づいたことを強調した。この草案は、今後の民主・公明との協調に配慮して、表現は意外 いての本格的な検討は、 (「自衛軍」) を持ち、いつでも戦争のできる国にすることが柱であるが、これを支えるものとして、国民の責任と義務 一一月二二日の立党五○年記念党大会で正式発表した。この大会では、改定した党の新綱領の冒頭に「新しい憲法の制 (L) そして、自民党は一○月二八日、『新憲法草案』を、起草委員会全体会議・政調審議会・総務会を経て決定し、 独立した一大テーマであり、 別の機会の検討課題とするが、ここでは、それが憲法改正限界を

越えるものであることのみ指摘しておきたい。

今日の憲法改正構想における地方自治論の位置

更はない。地方自治にかんしては、修正点は皆無である。

をそっくり取り替えようとしているのは、 第八章については、これまでの改定作業の流れに沿って、 前文、第二章(九条二項) 全面的にメスを入れている。この改憲案で現行憲法の条項 のほかにはこの第八章のみである。五点にまとめ

その内容において根本的に変質する。 ものである。これにより、住民の生存権が大きく脅かされ、住民の人権保障を根本趣旨とする「地方自治の本旨」は、 の主体に位置づけている(同条二項)。これは、住民から地方自治体における主権者としての地位を奪うものであり、ま 民党案の総則規定である九一条の二の条文見出し、地方自治体の組織・運営の基本的事項にかんする九一条の三第二項、 規定である九二条に置かれ、 ・地方の相互協力を定めた九二条、 まず、① 大原則としての この意図はやや分かりにくいが、「地方自治の本旨」概念の意義を後退させるものであることはたしかであろう。 住民の負担と義務を強調していることは、 住民を、 地方自治への 九三~九五条のすべての規定に妥当する基本原理とされている「地方自治の本旨」を、 「地方自治の本旨」を解体し、バラバラの小原則にしている。すなわち、現行憲法では総則 「参画」者とし(九一条一項)、地方自治体の役務の「負担を公正に分任する義務 国の財政上の措置にかんする九四条の二第二項に小分けして配置しているのであ 住民に自立・自助と自己責任を求める受益者負担の市場原理にもとづく

争点毎の住民投票への、これを統治の妨害物と見る観点からの強い警戒心が底流にある。 すものであるが、これがはずされるわけである。また、ここには、近年広範におこなわれるようになった各地における 3 現行九五条の地方自治特別法住民投票制度が削除されている。同条は、住民自治・団体自治の結節点をな

するのが自民党の立場であるので、この改憲構想における「道州」は、独立国家性をもった「邦」ではありえず、広域 4 市町村合併のさらなる推進を前提にした道州制への志向が含意されている。 地方自治体の種類として、基礎地方自治体のほかに広域地方自治体を明記した 連邦制への移行は目指さないと (九一条の三第一

ならざるをえない。その実態は、 をそなえた事実上の社会的基盤』(最大判一九六三・三・二七刑集一七卷二号一二一頁)をもたない人工的な「自治体」と 地方自治体」と位置づけられるわけであるが、それは、最高裁判例で示された 国の統治のための都道府県再編の姿でしかない。 "住民の密接な共同生活・協同意識

責任 している。すなわち、自主財源を基本とすべきこと(同条一項)、国が必要な財政上の措置を講ずること(二項)、およ ものであり、他方、国の措置について自治体間の財政的水平を図るべしとする原則は採られていない。その中で「自己 そして、⑤『新憲法草案』は、 健全財政の確保(三項)である。これは、地方分権改革の一環として、財政運営にも「自立と自己責任」を強いる **」を強調することは、貧しい自治体をますます財政的困難に陥らせることを意味する** 新設の九四条の二において、地方自治体の「財務」(条文見出しの文言)について詳述

疑いもなく正当な認識であるが、同時に、第八章が全面改訂の対象とされていることに相当の留意を払っておきたい。 そのような国と社会への転轍のためには、地方自治制度を変容させることが不可欠なのである。 に強い個人と地域社会をつくろうとするところにあるといえる。改憲論議の焦点は九条にあるとされ、そして、それは 結局、自民党『新憲法草案』の第八章地方自治改正の趣旨は、 戦争のできる国、強者中心の社会を目指し、そのため

210

3 民主・公明の改憲構想と共産・社民の護憲論議の中の地方自治

[1] 民主党案

る文書で憲法構想を公にした。この党は、自己の改憲の立場を「創憲」と名付けている。憲法を国民の行動準則に変え る点において自民党構想と基本的な共通項をもちつつ、集団安全保障を明記し集団的自衛権行使を容認する点では突出 「中間報告」――「法の支配」を確立し、国民の手に憲法を取り戻すために』(以下、民主党『中間報告』) 民主党も、二〇〇四年七月の参議院議員選挙を前にして、六月二二日、 同党憲法調査会の 『創憲に向けて、 と題す

Ti.

こで検討することにしよう。 ところにも特徴がある。地方自治にかんしては、後の『憲法提言』に、 しているといえる。また、「国民による憲法制定を」という掛け声で、 部分的修正を加えつつ継承されているので、 憲法改正国民投票法の早期制定を主張している

提言 法案の策定作業と並行して進められてきたことである。 て、 三一日、つまり自民党が『新憲法草案』を発表した三日後である。右の『論点整理』は、原文が入手できないこともあっ 検討を省かざるをえない。なお、この経過をとおして特徴的なのは、民主党の場合、改憲構想が憲法改正国民投票 は五月三日までにまとめるとしていたが、それが同党憲法調査会の総会で了承され正式決定をみたのは、 民主党は、二○○五年四月二五日に、『憲法提言』策定に向けた『論点整理』を発表した。この時点では、

分権改革の主張をなぞったものに過ぎない。 自立力と共同の力に基礎を置いた『分権国家』を創出する」という文脈で語られている。 割を限定することが提唱されていたが、『憲法提言』では、「活気に満ちた主体性を持った国の統治機構の確立と、 も登場していたが、修正が加えられて、地方自治充実の観点からすれば著しく後退したことが指摘できる。すなわち、 『中間報告』では、 そこで、『憲法提言』の地方自治論であるが、まず、総論の中で「分権国家」を掲げる。この標語は 地域にも国民の信託による政府が存在するという趣旨で「分権国家・日本」を謳い、中央政府の役 これでは、 新自由主義的地方 『中間報告』で 民の

自治体の組織については、現行の二元代表制だけでなく、議院内閣制や「執行委員会制」、「支配人制」の導入を提唱す 治体の立法権限については、 当該自治体に専属的あるいは優先的な立法権限 . ては立法権を持たず、自治体の優先的立法分野については大綱的な基準を定める立法のみ許される」とする。 それをふまえ、 連邦制は採らず単一国家を前提とするとの方針を明らかにした上で、「補充性の原理 自治体の組織・運営にかんする事項や自治体が主体となって実施する事務につい が 憲法上保障」され、 「中央政府は、 自治体の専属的立法分野につ を強調し、 また、 ては、 Ĥ

住民発案案件を議会が否決した場合は住民投票により決着をつける制度が提案されていたところからの大幅な後退であ 3 民投票制度については、「積極的活用」を唱えるが、これも、『中間報告』において「住民発案住民投票」、つまり、 さらに、 財政では、課税自主権・財政自治権の憲法的保障と、新たな「水平的財政調整制度」の創設をいう。なお、

〔2〕 公明党案

3

党の憲法論議を見極めた上でそれらと歩調を揃える内客を三項以下に加える対応をする、という方針である。その後も、 同じ月に出された前述の自民党『論点整理』や民主党『中間報告』と歩調を揃える形で、同党憲法調査会が『論点整理 今日までのところ、まとまった改憲提案はしていない。 (以下、公明党『論点整理』)を出している。 たとえば、九条については、 公明党は、現行憲法に増補する改憲方式を採り、それを「加憲」と名付ける。その立場から、二○○四年六月一六日、 「項・二項の 「堅持」を言い、自民・民主両

と等を規定することが必要だとの意見が大勢であった」と述べられている。これは、先に検討した自民・民主、とくに 自民党の議論と軌を一にするものであるといえる。 『論点整理』では、第八章にかんしては、「地方自治の本旨」は具体的内容があいまいだとの意見が多くあった、 また、「地方自治体は自立と責任の原則に立つこと、特に財政基盤を確保するため財政的自立を明確にするこ

〔3〕 共産党・社民党の護憲の地方自治論

ある

日本国憲法を今の時点では改定することに反対し、これを守ろうとする立場をとるのが、 日本共産党と社会民主党で

改革において、憲法の進歩的条項はもとより、その全条項をもっとも厳格に守るという立場をつらぬく。この立場は、 共産党は、 たとえば第二二回党大会決議(二〇〇一年一一月二四日)では、 一日本共産党は、 当面 0 日本の民主的

_____ 17

今日の憲法改正構想における地方自治論の位置

党の存在意義をかけて総力をあげてたたかう」と宣言している。 る歴史的闘争である」との認識に立って、 は、 的共同をきずくことを、心からよびかける」としている。また、最近の第二四回党大会決議(二○○六年一月一四日)で 民主権と国家主権、 が党が野党であっても、 「憲法をめぐるたたかいは、二一世紀の日本の進路を左右するばかりでなく、世界とアジアの平和秩序にもかかわ 日本共産党は、 その全面実施をもとめていく」、そして、「憲法をめぐるたたかいでは、 憲法九条の改悪に反対し、その平和原則にそむくくわだてを許さないという一点での、広大な国民 恒久平和主義、 政権党になったとしても、 基本的人権、 同党が「憲法改悪反対の一点でのゆるぎない国民的多数派を結集するために、 議会制民主主義、 同じである。 ……わが党は、 地方自治 第九条が最大の焦点となっている。 については、 現憲法の五 つの進歩的 将来にわたってこれを \mathbb{E}

が与党の革新・民主の自治体を発展させるために力をつくす」との方針を出している。 指摘する。 のための指針』(二〇〇五年三月)にもとづく、住民の福祉と暮らしのための施策の切り捨てが強行されていること等を 成の大合併」およびそれに続くさらなる合併が道州制への志向と一体となってすすめられていること、『地方行革推進 盾の激しい焦点の一つとなっている」として、「三位一体の改革」の名で地方財政への攻撃が強められていること、「平 地方自治にかんしては、後者の決議では、「地方政治は、政府・財界のすすめる『構造改革』路線と国民生活との矛 その認識にもとづいて、こうした動きに抵抗し、「保守もふくむ無党派の人々との共同を広げ、 日本共産党

て広げていく立場に立つ。とりわけ、前文と九条を変えて、 義の礎となってきた」との評価を示した上で、「社民党は戦後の日本社会の歩みそのものを否定するような現在の改憲 れにはくみせず、憲法を譲り、社会・政治・暮らしの隅々に活かし、 社民党は、二○○五年三月一○日に、全国連合常任幹事会が、『憲法をめぐる議論についての論点整理』 『論点整理』)を公にした。そこにおいて、「 (日本国)憲法は国の最高規範として戦後日本社会の平和と民主主 戦争を否定した国から『戦争を肯定する国』へと変質させ 憲法の理念を二一世紀の国際社会の規範とし

治体が決めるという大原則を規定する地方自治法などの法整備を図っていかなければならない」との見解を示している。 治憲章や地方自治宣言などの国際的な趨勢も踏まえ、住民が自治体を設立するという理念に基づき、 れ豊富化されていく『傾向的概念』である。市民や自治体の側からの住民自治創造の運動的積み重ねをとおすことによっ 主権に基づく民主的な体制を地方行政の部面にとり入れるとともに、国も民主的な体制の基礎を培養しようとするもの 自治の本旨」について、その意味が曖昧で内容を明確にすべきだという意見に反論する形で、「〔この概念は、〕人権の 化・国家機能の確立、『戦争する国』に協力する地方体制への再編を目指したものといえる」と批判する。また、「地方 民投票を否定する自民党の方向性は、分権・自治を充実強化ではなく、グローバル経済の大競争時代における競争力強 自治を名乗るにふさわしい住民主権の確立=実施化を実現することができる。そのためにもヨーロッパ地方自 九二条は民主主義・基本的人権をめぐる住民・国民の運動とのかかわりにおいて、その内容が確定し、充填さ 地方自治にかんしては、 住民の住民による住民のための政治、自治体の自主性・事務及び財源配分の優先制を含んでおり、 自民党『論点整理』をとりあげ、これに対して、「道州制や市町村合併を強調し住 自治体のことは自

憲法調査会における地方自治論議

をもつものである以上、憲法調査会は、 ね五年程度を目途とする。」等の中合せがなされていた れに先立って、議院運営委員会理事会で、「① 憲法調査会は、議案提出権がないことを確認する。② 条の六(「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、各議院に憲法調査会を設ける。」)であり、かつ、そ 憲法調査会は、二○○○年一月二○日に、衆参各院に設置された機関である。設置の根拠規範は、国会法一○二 右の設置規範と自己拘束規範に忠実に従って活動することが求められていたは (衆議院一九九九年七月六日、参議院同月二三日)。このような出自 調査期間は、 概

今日の憲法改正構想における地方自治論の位置

時を逐って顕著なものとなったといえる。 るために利用した ずである。しかしながら、発足するや、改憲各党は、これを憲法改正のための機関として運用し、改憲への道筋をつけ (守ったのは、 活動期間だけである)。この姿勢は、 五年余の間、 一貫して保持されたにとどまらず、

成さなかった 制と市町村合併、 発に動いた衆議院の憲法調査会をとり上げることにするが、その主要舞台には、 ることが必須のものとして求められたはずである。しかしながら、実態は全くこれに相違した。 本来なら、「憲法 (その点では、 直接民主主義的諸制度の憲法的保障、 第八章設定の憲法原理的意義、 財源などのテーマが登場した。地方自治を憲法問題としてとらえる視点が弱く、「憲法」 調査の機関であるのだから、地方自治にかんしては、 参議院も同じである)。 自治体の存立と自治性の保障、 4 統治構造の変容の中での自治体の憲法的課題、 戦後地方自治法制・政治史の客観的調査を 住民の主権者性、② 地方分権改革のあり方をはじめ、 衆・参のうち、より活 垂直的権力分立の 等を 調査の体を

をとった観を呈した。 認識が成立したような状況が生じた。そうしたことも関係して、改憲の主張も、この小委員会では、 議論したのである。そのため、 年二月七日)、 衆議院の調査会に地方自治小委員会が設置された際にも、 憲法により保障された戦後地方自治の歴史的・実態的な分析の作業に入ることなく、「分権改革」それ自体を またその議論を見ても、 その限りでは、 あたかも地方分権推進関連の一委員会のごとき観を呈したと評さざるをえない。 分権改革の一層の推進とそれを支える財源の移譲が不可欠だとする共通 検討課題を「国と地方の役割」に限定しており(二〇〇二 いわば穏やかな形

たが、 前提となるものを課題としたわけである。こうした経過をもって、憲法調査会は、○五年四月(衆議院一五日、参議院は 調査対象は、 衆議院憲法調査会は、二〇〇三年に小委員会編成をあらたにして、 市町村合併と道州制の二つに絞られた。まさに、 新自由主義的地方分権改革にとって不可欠の 地方自治論議は統治機構小委で扱うことにし

二〇日)に『最終報告書』を議決した。

果は予期されていたといえよう。 見が多数を占めた」という点のみが、しかも改憲を前提にした議論として扱われることになった。最終報告書が、内容 治特別法などの論点は、「その他」として簡単に処理されている。そのため、新聞報道などでは、「道州制を支持する意 消極的な意見もあったが、積極的な意見が多く述べられた」とする。他方、条例制定権・地方財政・住民投票・地方自 主流をなしたとする。 見もあったが、その不備を指摘し、現行規定を充実させるべきであるとする意見が多く述べられた」と、 よる分権の必要を説く意見があったとする。③「地方公共団体のあり方」として道州制のみがとり上げられ、「導入に 衆議院のものについていえば、第八章にかんする議論を次のように総括している。すなわち、①「同章を評価する意 委員(議員)の意見分布状況の集約に終始した意見集にはほかならないものであることからすれば、このような結 2 住民の自己決定原則の重要性や中央支配の脱却のために地方への大幅な権限と財源の移譲に 改憲積極論が

の名に背くものであり、地方自治論議もその例外ではなかったのである。 調査会における五年余にわたる委員間の討議は、改憲の是非や対象・方法をめぐる議論に終始し、「調査」会

5 改憲論議の中の第八章 ―― むすびにかえて

余裕がなく、憲法上の若干の論点に簡単にふれておくことで、むすびにかえたいと思う。 に深部で促す経済界の地方分権構想をより詳細な資料にもとづいて分析することが必要とされよう。ただここではその 以上に試みた検討は、もとより不十分であり、そこで対象にしたものの他に、 政府の地方構造改革施策とそれをさら

ひとつに、今般出されている改憲構想の多くは全面改正をいうものであるが、代表例である自民党『新憲法草案』を 第一に、憲法改正案中の地方自治の章の位置についてである。論点を二つとりあげておきたい。

今日の憲法改正構想における地方自治論の位置

見るなら、先にも指摘したように、前文と第二章(九条二項)の他には、第八章を全部差し替えの対象にしている。 第八章がなぜ全刷新なのか。 条が改憲の最大のターゲットであり、前文はそれと不可欠であるから、その全部差し替えは見易い事柄であるとしても、 別言すれば、第八章は第二章といかなる関連をもっているのかが関心事となる。 九

といわなければならない。 はかるには、 争をしない国家をつくるには、軍備を撤発して戦争放棄と戦力不保持の第九条を置くとともに、内務省を解体し、 制の内政上の最大の支柱が、 させないという、 戦争放棄を宣言した憲法が同時に地方自治を保障したのは偶然ではない。「政府の行為によって再び戦争の惨禍」を起 についてもその核心を亡きものにすることが避けられず、改憲案がこの二つを同時にターゲットにしていることも必然 制を復活させない地方自治の確立が不可欠だったのである。そうであるとすれば逆に、 まず、この二つの章こそ、大日本帝国憲法にはなく、 国の軍事施策に協力しこれを遂行する地方体制への再編が必須事となる。 平和国家の創出と地方自治制度の創設とは不可欠に結合している。 旧内務省を中心に編成された官治主義的・集権的地方支配システムであったがゆえに、 日本国憲法ではじめて導入したものであることが確認される。 侵略戦争を遂行する国家総動員体 再び戦争のできる国への転轍を すなわち、 九条と併せて第八章

第八章の全面刷新は、 置が準備されている。 めに、すでに述べたように、今日の改憲案には、自立・自助・自己責任を基本原則に置いて、住民を役務負担の分任者 新自由主義社会に向かう改革は「構造改革」と呼ばれるが、その遂行の主要な舞台の一つが地方自治体である。 の創出を目指しているわけであるが、このことが第八章に全面的改鋳を加える動因になっているといえる。 もうひとつに、 自治体を広域の区画と自前の財源をもつ行政主体へと再編成し、また規制緩和で「民」による行政をすすめる装 今日の改憲構想は、 新自由主義的構造改革は、このような内容をもつ「強い」地方を必須のものとして求めており、 右の要請からも、 戦争のできる国への衣替えと並んで、 やはり改憲事業の最大の課題の一つなのである。 新自由主義にもとづく市場原理至上の社会 わが国では

 $\widehat{23}$

し活動する団体自治を意味するものであることは、すでに争いのない憲法学上・実例上の常識である。 自治体がその地域にかんする事柄について住民の人権を実現するために必要な限りにおいて中央政府から独立して決定 曖昧なものであろうか。それが、地方における主権者としての住民が地域的規模での政治を実施する住民自治と、地方 方自治の本旨 (_) 第二に、 第八章改正論の中で、改憲の必要をいう根拠として例外なく登場するところの、現行憲法九二条の「地 は抽象的で意味がわかりづらいという主張にかかわる。しかし、本当に、「地方自治の本旨

釈の可能性を蔵しており、改憲して排除すべきようなものではないといわなければならない。 は、 それが不可能ないし不適切なものについてのみ国が補完的に担うという趣旨の「補完性の原理」ないし「近接性の原理」 これに代わりうるものでなく、また、地方で処理できる事柄は自治体、とりわけ基礎自治体である市町村の権限とし、 解しているところであり、改憲論の理由づけは成立しがたい。改憲構想が持ち出した「自立・自助」の自己責任原則は、 はほぼ異論のないところであり、それが「地方自治の本旨」概念の土台をなしている。これらの事柄は、 法の原理は、 る法律のうち、それに適さないものを憲法体系から排除する規範文言である、ということができる。そして、日本国憲 その原理が国政においても地方政治においても実現・確保されなければならないことを要請しているから、 さらに別の角度からいえば、「地方自治の本旨」は日本国憲法の解釈から導かれるものであるところ、日本国憲法は、 地方政治において実現されるべき日本国憲法原理を意味するものであって、地方自治体の組織および運営にかんす 「地方自治の本旨」の概念に含まれているものと解することができる。こうして、この概念は、むしろ積極的な解 個人の尊厳を基礎に、 国民主義、 自由・平等および生存にわたる人権の保障、そして平和主義にあること 今日誰もが了

国民の総意にもとづいてこれを発達・進歩させるべきは当然であり、日本国憲法が自ら改正を予定しているのも、 歴史の特定の時期に、そこにおいて存在した諸条件に規定された、人の作品である以上、社会の発展に伴い、

社会の発展に即した妥当な改正であると言えないものであることは明らかである。第八章「地方自治」の改定について 憲法を尊重擁護し、住民の人権確保のための真の地方自治の充実のためにつとめることが、今、課題とされるべきであ t 展望をそこに見出すことができないだけでなく、そもそも憲法規範にふさわしいものであるか、疑問とせざるをえない。 ためである。しかしながら、この度すすめられている改憲作業については、以上に管見したところからも、 結局は、今日の地方分権改革の政策綱領を憲法典化しようとするものにすぎず、内容上、未来への希望を抱かせる それが日本

註

- 力「はしがき」室井編『現代自治体再編論 - 市町村合併を超えて』(日本評論社・二〇○○年) ii 頁
- 2 娴 「地方分権推進委員会最終報告について」ジュリスト | 二一四号(二○○一年) | 二直以下
- 3 一紙の社説は、「これが改革とは恐れ入る」と評した(朝日新聞 一〇〇二年一一月一日付)。
- 4 ており、そこでは、「孤立小規模市町村」は「軽量級」のそれ、あるいは「下層自治体」に格付けて存続させる等の提唱が なお、こうした提案の原型は、二○○二年七月一日の日本自治学会第二回シンポジウムにおける同氏の発言でも公にされ
- 5 新地方行革指針については、参照、三橋良士朗「『新地方行革指針』― − ねらいと背景」住民と自治二○○五年六月号一
- 6 完了検査を、国土交通省・知事などの指定を受けた民間の指定確認検査機関(株式会社や財団法人など現在一二九)もでき あるが、その背景には、一九九八年の建築基準法改正がある。すなわち、それまで自治体がおこなっていた建築確認や中間・ マンション耐震強度偽造事件である。設計事務所が構造計算書を偽造して国民の住の安全が脅かされる、という重大問題で 『官から民へ』という新自由主義的な「規制緩和」がいかなる問題をもたらすかを如実に示した最近の一例は、い

- 成で成立したが、実態として、民間検査機関のおこなう確認・検査は営利本位のものとなり、今般の問題につながったので るようしたものである。「民間開放」を掲げたこの改正は、当時の、自民・民主・公明・自由・新党さきがけなど多数の賛
- 7 改憲論の歴史』(旬報社、二〇〇二年)への参照が不可欠である。 これについては、二〇〇一年までの状況を豊かな資料に語らせた、 渡辺 治編著『憲法「改正」の争点 資料で読む
- 8 新聞社編『憲法改正読売試案二○○四年』(中央公論新社、二○○四年による)。 二〇〇四年五月三日付読売新聞に公表されたもので、正式名称は「読売新聞社憲法改正二〇〇四年試案」。引用は、
- 9 読売試案を起草者の側で解説する、依田裕彦「地方自治と地方分権の基本原則を明示」読売新聞社・前掲註 「五六頁、b―二六三頁 2
- 陥って破綻した場合は、増税などによって住民に応分の負担を求めることで住民の責任を問うことも含まれている、という あり方についての方策で合意したが、その中には、自治体が自主的に発行した借金がかさんでデフォルト(債務不履行)に あるが、竹中平蔵総務大臣の私的懇談会「地方分権二一世紀ビジョン懇談会」は、□○○五年二月一○日、地方財政制度の |朝日新聞||〇〇六年||月一||日付による)。 政府の地方分権路線の中では、住民は、地方財政政策で増税を強いられる責任主体に位置づけられている。近時の一例で
- (1) 朝日新聞二〇〇五年四月五日付「社説」。
- (12) 朝日新聞二〇〇五年七月八日付など。
- 憲法草案』では自民党らしさが薄められているので、小泉首相任期満了の九月以降に、『新憲法草案第二次案』を作成して、 このことに対する自民党内の揺り返しが、翌二○○六年二月にみられた。一六日、同党憲法調査会の船田元会長は、『新
- 前文で歴史・伝統・文化に言及し、② 集団的自衛権を行使する権利を明確化するよう手直ししたい、と語っている(参 たとえば東京新聞二月一七日付)。
- 14 て立法権分有制まで展望するもの、すなわち『連邦制』型の憲法原理と見てよい」としている(一八五頁)。なお、 五年)は、民主党『中間報告』(同論文では『民主骨子』)に示されている地方自治原理は「単なる『補充性の原理』 これにつき、大津 浩「地方自治・地方分権」全国憲法研究会編・法律時報増刊『憲法改正問題』(日本評論社、

直接選挙の廃止も可能にする制度の採用(「基礎自治体、広域自治体において、首長と議会が直接選挙で選ばれるという二 理など地方自治充実の国際的潮流も積極的に視野に入れている等の点で、自民党の改憲提案とは区別される要素も認められ (一八八、一八五頁)。たしかに、『憲法提言』には、ヨーロッパ自治憲章(一九八五年)における補充性の原理・近接の原 は、 **元代表制度の採否を自治体が選択できる余地を憲法上認める」)など、看過できない問題点を学んでいる。私見は、その** 反面、先に指摘した新自由主義の文脈における「分権国家」の志向、道州制の導入(「道州に相当する広域自治体」)、 民主党の構想は「革新的」で、「地方自治の拡充に寄与する可能性を持つことは認めなければなるまい」と評価する

(15) この経過と衆議院憲法調査会が二○○二年一一月一日に議決した『中間報告書』における地方自治論議については、さし 衆院憲法調査会「中間報告」総批判)二頁以下、三○頁以下への参照を請う。 あたり、拙稿「私は抗議する――参考人から見た中間報告書」、同「地方自治」 |月刊憲法運動二〇〇二年一二月号(特集·

革新」性の内容を疑問とする。

- 16 告書の「操作的なまとめ方」を強く批判する姿勢をもってその地方自治論議の全体像を的確に紹介している 植松健一「地方自治」月刊憲法運動二○○五年五月特別号(特集・「憲法調査会報告書」総批判)五八頁。同論文は、
- 愛知大学法経論集一六九号(二〇〇五年)一頁以下への参照を請う。 日本国憲法の「地方自治の本旨」概念の解釈については、さしあたり、拙稿「『地方自治の本旨』解釈の課題(覚え書き)」